

## 由良川減災対策協議会 由良川大規模内水対策部会 規約 (変更案)

### (名称)

第1条 この会議は、由良川減災対策協議会規約第6条第1項に基づき「由良川減災対策協議会（以下「協議会」という。）」内に設置する「由良川大規模内水対策部会（以下「部会」という。）」と称する。

### (目的)

第2条 部会は、由良川での平成29年台風21号及び平成30年7月豪雨等における内水による浸水被害を踏まえ、国、府、市等が連携・協力し、下流部輪中堤地区における孤立化を踏まえた内水による浸水被害軽減及び中流部の内水による浸水被害軽減対策を立案、実施することを目的とする。

### (部会の構成)

第3条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、部会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を部会に求めることができる。

### (会議の公開)

第4条 部会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、部会に諮り、非公開とすることができる。

### (部会資料等の公表)

第5条 部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、部会の了解を得て公表しないものとする。

2 部会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

### (事務局)

第6条 部会の庶務を行うため、福知山河川国道事務所流域治水課に事務局を置く。

### (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

### (附則)

第8条 本規約は、平成30年9月27日から施行する。

本規約は、令和5年●月●●日から施行する。

別表1（部会委員）

近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長  
気象庁 京都地方気象台長  
京都府 建設交通部長  
福知山市長  
舞鶴市長  
綾部市長  
宮津市長